

## WTOサービス・4月クラスター会合（4月11日～15日）の概要

平成23年4月20日

外務省サービス貿易室

1. 4月時点での交渉の進捗を確認することも念頭に、各国とも市場アクセス交渉を引き続き様々な枠組で実施。交渉の現状に関する交渉議長報告書が4月21日に発出される予定。
2. ルール（国内規制）については、4月末に向けて規律案作成作業が進められたが、各国の立場の相違が大きく、現時点での規律案作成は見送られることとなった。

### 1. 概要

- (1) 4月11日から15日まで、ジュネーブにおいてWTOサービス・クラスター会合（注1）が開催。本会合の結果を踏まえて4月時点での交渉の進捗を確認することを念頭に、3月に引き続き、市場アクセス交渉が集中的に行われた。
- (2) 我が国・米・EU等の主要国は市場アクセス交渉を様々なフォーマットで実施し、3月会合に引き続き、約30の国によるサービス主要関心国会合（S30）を開催。同会合では、建設、金融、エネルギー・環境、第4モード（自然人の移動：注2）等の個別の分野を取り上げて各国の国内制度まで踏み込んだ議論を行い、一部の国からはオファー改善の可能性等の具体的な回答が示された。我が国は建設分野の議論をコーディネートした他、第4モードについても現在の我が国における取組状況を報告する等、積極的に対応した。
- (3) 我が国（関係省庁の専門家を含む）は主な関心国（中国、インド、フィリピン、インドネシア、マレーシア、タイ、ブラジル）と二国間協議を実施。一部の国とは専門家同士のより詳細な意見交換も実施した。
- (4) 海運サービスにつき、我が国は推進派の会合（フレンズ会合）を開催。海運サービス交渉の進捗評価を議論したほか、引き続きドーハ・ラウンド

の妥結までに必要な作業の検討を具体的に進めた。

- (5) 以上の結果を踏まえ、我が国は、サービス交渉の現状評価につき、推進派の各国とも協調して議長へのインプットを行った。
- (6) 国内規制については、4月末の発出を念頭に規律案のドラフティングを行った。最終的には現時点での規律案発出は見送られることとなったが、今後も主要論点の議論を続けていくこととなった。LD Cモダリティについても、少数国で案文に関する交渉を更に進めていくことが確認された。

## 2. 今後の見通し

5月以降、今回の開催が見送られた定例会合（サービス貿易理事会、金融サービス委員会、特定約束委員会）が開催される予定。

注1：WTOサービス交渉は、関連する各種会合を一時期（1～2週間）にまとめて実施しており、これら一連の会合を「サービス・クラスター会合」と称している。

注2：WTOサービス貿易一般協定（GATS）は、協定の対象とするサービス貿易を4つの形態（モード）で定義している。国境を越える取引を第1モード、海外における消費を第2モード、拠点設置を通じたサービス提供を第3モード、自然人の移動によるサービス提供を第4モードと定義している（詳細は外務省ホームページの該当部分 [http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/wto/service/gats\\_5.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/wto/service/gats_5.html) を参照下さい）。第3モードの例として、ある国のサービス事業者が海外に投資を行ったり支店を設置したりする場合は、第4モードの例としては、ある国のサービス事業者が社員を外国に派遣して現地の顧客にサービスを提供する場合は挙げられる。

注3：サービス交渉の最新情報や詳細については、以下の外務省ホームページをご参照ください。 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/wto/service/index.html>

（了）